

印鑑登録についてのご案内（代理人申請）

印鑑登録は、原則として、登録者本人に申請していただきますが、疾病等やむを得ない理由がある場合は、代理人が申請することができます。（代理人は最低2回窓口にお越しいただくこととなりますのでご了承ください。）

1回目の仮受付後、印鑑登録を行う方への「電話」又は「訪問」による本人確認を実施します。

*訪問による本人確認となった場合、1回目（仮受付）に来られた際に、訪問確認の希望日時を確認いたします。（訪問日時に関しまして、ご希望の添えない場合があります）

【1回目】仮受付を行います。

- 窓口に来ていただく人： 代理人（登録者本人から委任された人）
- 持参するもの：
 - （1）代理権授与通知書（登録者本人の直筆）
 - （2）登録する印鑑
 - （3）代理人の本人確認書類（運転免許証等）
- 電話番号の確認：登録者本人の電話番号（固定電話）及び代理人の電話番号

・仮登録終了後、「電話確認」または「訪問確認」を実施します。

※場合によっては、医師の診断書を求める場合がございます。

登録者本人に印鑑登録をする意思を確認できない場合、印鑑登録を進める事ができません。

【2回目】印鑑登録を行います。

- 窓口に来ていただく人： 代理人（登録者本人から委任された人）
 - ※代理人を変更することは出来ません。
- 持参するもの：
 - （1）照会・回答書（登録者本人の直筆）
 - ※有効期間があります
 - （2）登録する印鑑
 - （3）代理人の本人確認書類（運転免許証等前回と同じもの）

1. 電話確認

- （1）電話確認できない場合は、訪問確認をさせていただくこととなります。
- （2）照会回答書は、電話確認終了後にご本人宛に郵送します。
- （3）代理権授与通知書の「本人が来庁できない理由」欄にご本人と連絡がとれる自宅や病院等の固定電話、または、ご本人様の携帯電話などの電話番号を記入してください。（入院の場合は自宅ではなく、入院先の電話番号をご記入してください。）

※照会回答書及び代理権授与通知書は、登録者ご本人が記入されるようお願いいたします。

また、電話確認時に、登録者本人に印鑑登録をする意思を確認できない場合は、訪問確認を行うか、医師の診断書を求める場合がございます。

2. 訪問確認

- （1）原則として、仮受付（1回目）の後に訪問確認を実施しますので、事前に訪問可能な日時を確認していただきますようお願いいたします。（訪問確認の日時を調整させていただきますので、希望される訪問日時の候補を複数ご準備していただくようお願いいたします。）
- （2）訪問確認は、代理人の立会いをお願いいたします。
- （3）代理権授与通知書の「本人が来庁できない理由」欄に、代理人の方の電話番号（自宅・職場・携帯電話等）を記入してください。 ※登録者ご本人の記入をお願いいたします。
- （4）登録者ご本人の本人確認書類（免許証・健康保険証等）をご準備ください。

3. 訪問確認後の照会回答書の取扱いについて

(1) 官公庁の交付した身分証明書（顔写真貼付有）の提示があった場合

⇒訪問確認終了後にお渡しします。

(2) (1) 以外の場合

⇒訪問確認終了後にご本人宛に郵送します。

4. 連絡先（直通）

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
本庁 市民課窓口第一係	(直通)099-216-1221	吉野支所 総務市民課市民係	(直通)099-244-7284
谷山支所 市民課市民係	(直通)099-269-8407	吉田支所 総務市民課市民係	(直通)099-294-1212
伊敷支所 総務市民課市民係	(直通)099-229-2115	喜入支所 総務市民課市民係	(直通)099-345-3754
桜島支所 桜島総務市民課市民係	(直通)099-293-2347	松元支所 総務市民課市民係	(直通)099-278-2114
桜島支所 東桜島総務市民課	(直通)099-221-2111	郡山支所 総務市民課市民係	(直通)099-298-2113

5. 注意事項

印鑑条例第2条第2項第2号により意思能力を有しない者は印鑑登録をすることができません。

※注意事項	<登録できない印鑑>
<p>1. 登録・亡失申請は原則本人が行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、登録できません。 ・代理人による申請は、疾病等やむを得ない理由（入院、長期の出張中など）の場合に限ります。あらかじめ職員におたずねください。 <p>2. 申請したときにすぐに登録・亡失ができるのは、本人自ら申請し、次に掲げる場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①官公署発行の顔写真が貼ってある免許証、許可証又は身分証明書を提示した場合 ②本市に印鑑登録している人が、登録印により保証した保証書を記入した場合 <p>3. 登録申請の際は、必ず登録される印鑑（実印）をご持参ください。</p> <p>4. 印鑑登録廃止申請の場合は、必ず印鑑登録証を添えて申請してください。</p> <p>5. 旧氏で印鑑登録を行う場合には、住民基本台帳（住民票）に旧氏を登録する手続きが必要となります。</p>	<p>1. 世帯内同一印影のもの</p> <p>2. 氏名の全部、又は一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>3. 職業、資格その他氏名以外の事項が表されているもの</p> <p>4. ゴム印など変形しやすいもの</p> <p>5. 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの</p> <p>6. 印影が鮮明でないもの（印面、文字が破損、ま滅、凹凸が逆さになっているなど）</p> <p>7. ふちがない印、欠けた印、その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの（外枠が4分の1以上欠けた印、印章の高さが約1cm以下の印など）</p> <p>8. 外国人の方については、当て字で彫られているもの、登録されていない通称名で彫られているものなど</p>